

つくばみらい 相談事例

遠隔操作でのプロバイダ契約

「インターネットの月額料金が安くなります。遠隔操作で登録ができますので、プロバイダを変更しませんか」と電話勧誘がありましたが、遠隔操作で契約しても大丈夫ですか。

最近、電話勧誘でインターネットの料金が安くなると説明し、消費者のパソコンを遠隔操作して、プロバイダ等のサービスを契約するという相談が増えています。

事業者は、消費者に遠隔操作用のソフトをダウンロードしてもらい、表示されたIDとパスワードを教えてもらうことで、消費者のパソコンを自由に遠隔操作できるようになります。

事業者にパソコンを遠隔操作させるということは、「パソコン内の情報を自由に見て、操作して良い」と許可することであり、消費者が画面を見てサービスを選択し、契約内容を確認して契約するという機会を失ってしまうため、不要なサービスまで契約をさせられる危険性があります。

また、電気通信サービスであるプロバイダ契約には、特定商取引法の適用がないため、クーリング・オフはできません。いったん契約をしてしまうと、無条件での解約は難しくなります。

「安くなる」という言葉にすぐ飛びつかないように注意し、遠隔操作での安易な契約はやめましょう。不要な勧誘は、きっぱりと断ることが大切です。